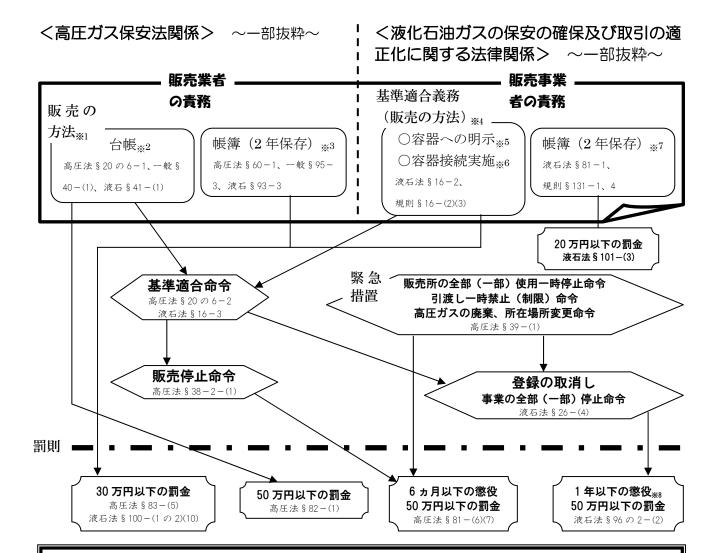


子になっていま

いるかもしれません。 思わぬところで放置されてしまって 不明な容器はありませんか?

販売店は容器をしっかり管理してください。 1年を目安に所有容器の管理状況を確認しましょう。

保安3法事務連携機構おおさか 吹田市消防本部 **TEL 0六-六一九三-一一六**



- ※1 経産大臣が危険のおそれがないと特例を認めたものは当該規定にかかわらない[一般§99、液石§97]
- ※2 台帳とはガス引渡し先の保安状況を明記したもの
- ※3 帳簿は販売所ごとに備えること

記載する時	記載すべき事項		
容器授受時	<lpg 以外="">①容器記号、番号 ②ガス種 ③充てん圧力 (液充てん重量) ④授受先及び年月日</lpg>		
	<lpg>①充てん容器の種類、数 ②販売先及び年月日</lpg>		
周知時	①周知に係る消費者氏名又は名称及び住所 ②周知実施者 ③周知年月日		

- ※4 経産大臣が保安上支障がないと特例を認めたものは、当該規定にかかわらない [規則 § 17]
- ※5 容器接続時は、充てん期間を 6 カ月以上経過しておらず、その旨を明示した容器をもってすること 注) 充てん期間: : 容器の種類に応じて、容器保安規則第 24 条に規定される次回の容器再検査を受けるまでの期間
- ※6 充てん容器は、配管等に接続すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 屋外移動で使用される消費設備により一般消費者等に販売する場合
 - ロ 調整器が接続された内容積が80以下の容器で販売する場合
 - ハ 内容積が 250以下の容器であって、カップリング付容器用弁を有するもので販売する場合
- ※7 帳簿は販売所ごとに備えることとし、法§14-1 の書面交付に係るものは契約終了まで、法§27-1 各号の保 安業務を委託している場合は保安業務の種類に応じて当該保安業務が次に実施されるまでの間保存すること

記載する時	記載すべき事項
体積販売時	①充てん容器の種類、数 ②販売先 ③販売開始年月日
	④容器交換年月日及び充てん容器の種類又は数に変更があった場合はその変更内容
質量販売時	①充てん容器の種類、数 ②販売先及び年月日
未消費 LPG 引取り時	①引取った容器の種類、数 ②引取年月日 ③引取元

※8 登録の取消し案件については、罰則は科されない